

1

入居の際の手続きについて

1 入居時期

入居時期は、公社が指定する入居開始日から20日以内です。この期間内にすみやかに入居してください。

- 家賃は、契約日(入居開始日)からお支払いいただけます。

2 住宅の点検

引越しされるまでに住宅内を点検してください。異状や故障があれば、担当の管理センターまでお申し出てください。なお、空き家住宅は、あくまでも以前に人が居住していた住宅ですので、新築住宅のような状態でないことをあらかじめご了承ください。

3 水道・電気・ガスの使用申し込み

水道・電気・ガスは閉栓をしていますので、引越しされるまでに指定店等に使用申し込みをお願いします。

- 電力自由化や都市ガス自由化に関する情報は、資源エネルギー庁のホームページでご確認ください。

4 引越しゴミ

引越し時のゴミは、現在お住まいの市町村のルールに従って処分をお済ませください。

5 住民票などの手続き

入居後、住民票の異動手続きや就学児がおられる家庭は、転入学手続きを忘れずに行ってください。

2

家賃などのお支払い

1 家賃の支払い方法

預金口座振替による方法でお支払いいただけます。

公社指定口座振替取扱金融機関

みずほ銀行	三菱UFJ銀行	三井住友銀行
りそな銀行	京都銀行	関西みらい銀行
池田泉州銀行	紀陽銀行	徳島大正銀行
ゆうちょ銀行	三菱UFJ信託銀行	三井住友信託銀行
大阪府内の信用金庫(尼崎・京都中央・京都・きのくに信用金庫含む)		
大阪府内の農協		

※機関保証制度をご利用の場合は、保証会社の定めによります。

2 家賃の支払い期日

当月分を当月28日(2月のみ26日)に預金口座から振替します。

金融機関が休日の場合は翌営業日です。

当日に預金残高不足で振替できなかったお客様に再振替サービスを実施しています。

再振替日は翌月8日(1月・5月は15日)です。

(金融機関が休日の場合は翌営業日)

再振替ができなかった場合は、納付書を送付しますので、納付書裏面記載の金融機関の窓口ですみやかにお支払いください。

また、振替できなかったことにより発生する延滞損害金を請求する場合があります。

家賃は契約日から契約終了日までお支払いいただけます。月の途中で契約を締結された場合、または契約が終了した場合は、その月の家賃は日割となります。

なお、家賃等を3ヶ月以上滞納されると契約解除、その他法的措置をとり、住宅を退去していただくこともありますので、期日を守ってお支払いいただけますようお願いいたします。

※機関保証制度をご利用の場合は、保証会社の定めによります。

3 共益費について

団地の階段灯・防犯灯などの電気代、共同水栓の水道料、給水および污水处理場など諸施設の維持管理費、団地内の清掃や除草・樹木の手入れなど共用部の維持管理のための費用として共益費をお支払いいただけます。

なお、一部の団地では、自治会が運営を行っておりますので、当該団地にお住まいの皆さまは自治会を通じて支払っていただけます。